

令和6年度 税を考える週間 「税金クイズ大会」 解答と解説

令和6年10月17日（木）から「税を考える週間」の最終日である
11月17日（日）を応募終了日として実施致しました【税金クイズ大会】
の解答・解説です。

ご応募いただいた方も、今回は残念ながらご応募いただけなかった方も、
下記解説を確認いただき、改めて税金について、学び、考えてみてください。

主催：公益社団法人小倉法人会
共催：小倉間税会、小倉優良申告法人会、
九州北部税理士会小倉支部
後援：小倉税務署

問題 1

令和 6 年度 一般会計予算（歳出総額約 113 兆円）のうち、私たちの健康や生活を守るための費用（社会保障関係費）は次のうちもっとも近いのはどれでしょうか。

- ① 約 3 6 兆円
- ② 約 3 8 兆円
- ③ 約 4 0 兆円

正解：②

解説：社会保障関連費約 37 兆 7 千億円（予算構成比 33.5%）

※財務省 HP「令和 6 年度一般会計歳出・歳入の構成」から引用

問題 2

令和 6 年度 一般会計予算（歳入総額約 113 兆円）に占める租税及び印紙収入は次のうちもっとも近いのはどれでしょうか。

- ① 約 6 0 兆円
- ② 約 6 5 兆円
- ③ 約 7 0 兆円

正解：③

解説：租税及び印紙収入の合計額約 69 兆 6 千億円（予算構成比 61.8%）

※財務省 HP「令和 6 年度一般会計歳出・歳入の構成」から引用

問題 3

令和 6 年度 一般会計予算の歳入総額に占める租税及び印紙収入のうち、消費税、所得税、法人税に次いで 4 番目に多いものは次のうちどれでしょうか。

- ① 印紙税
- ② 酒税
- ③ 相続税

正解：③

解説：1. 消費税：約 23 兆 8 千億円

2. 所得税：約 17 兆 9 千億円

3. 法人税：約 17 兆円

4. 相続税：約 3 兆 2 千億円

5. 揮発油税：約 2 兆円

6. 酒税：約 1 兆 2 千億円

7. 印紙税：約 1 兆円

※財務省作成「令和 6 年度一般会計歳出・歳入の構成」から引用

問題 4

「令和 6 年度 租税収入及び印紙収入予算」について、令和 5 年度補正後予算額と比較して、対補正後予算額が最も増加している税目は次のうちどれでしょうか。

- ① 法人税
- ② 消費税
- ③ 相続税

正解：①

解説：令和 6 年度 租税収入及び印紙収入予算の対補正後予算額は、法人税が 23,840 億円、消費税が約 8,310 億円、相続税が約 1,500 億円である。

※財務省 HP「令和 6 年度租税及び印紙収入予算」から引用

問題 5

2021年度における国民負担率（対国民所得比）について、諸外国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン）のうち租税負担率が2番目に低い国はどれでしょうか。

- ① 日本
- ② 米国
- ③ ドイツ

正解：①

解説：日本：28.9%、米国：25.6%、英国：36.1%、ドイツ：32.1%
フランス：43.9%、スウェーデン：50.0%

※財務省 HP「[税収に関する資料](#)」より

諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較から引用

問題 6

「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」について、令和6年度の税収構成比は平成23年の税収構成比と比較して最も増加率の大きい税収は次のうちどれでしょうか。

- ① 資産課税等
- ② 消費課税
- ③ 法人所得課税

正解：③

解説：平成23年度と比較した令和6年度の増加率

資産課税等：1.036倍、消費課税：1.025倍、法人所得課税：1.174倍
個人所得課税：0.822倍

※財務省 HP「[税収に関する資料](#)」より

所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）から引用

問題 7

小倉税務署管内の最高路線価の所在地は「北九州市小倉北区京町3丁目 平和通り」となっています。

では、令和6年分における、この場所の1㎡あたりの価格はいくらでしょうか。

- ① 69万円
- ② 80万円
- ③ 86万円

正解：③

解説：この場所の過去3年間の路線価を見てみると、令和4年分が69万円、令和5年分が80万円となっており、令和6年分については対前年比約108%と年々路線価が上昇している状況です。

※福岡国税局 HP（[報道発表資料](#)>令和6年分の路線価等について）より

問題 8

わが国の法人税率は、これまでの累次の見直しによって引き下げられてきました。現在の法人実効税率は何%でしょうか。

- ① 29.97%
- ② 29.74%
- ③ 32.11%

正解：②

解説：平成 27 年度：32.11% 平成 28.29 年度：29.97% 平成 30 年度～：29.74%

※財務省 HP「もっと知りたい税のこと（令和 6 年 6 月）」より

問題 9

日本は、二重課税の除去等を通じた二国間の健全な投資・経済交流の促進を図ることを目的として、各国との間で租税条約を結んでいます。

令和 6 年 5 月 1 日時点で、日本が結んでいる租税条約等はいくつあるでしょうか。

- ① 86
- ② 142
- ③ 155

正解：①

解説：令和 6 年 5 月 1 日現在、日本は 86 の租税条約等を 155 ヶ国・地域との間で適用しています。

※財務省作成 HP「もっと知りたい税のこと（令和 6 年 6 月）」より

問題 10

国際課税制度は、国際的に活動する企業・個人の課税関係を調整する仕組みです。

最近の主な国際的取組みに、「BEPSプロジェクト」がありますが、この「BEPS」とは何でしょうか。

- ① グローバル・ミニマム課税
- ② 市場国への新たな課税権
- ③ 税源浸食と利益移転

正解：③

解説：「BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト」とは、多国籍企業による国際的な課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるために、日本も参加して OECD が中心となって進めたもので、平成 27 年 10 月に主要国間で合意し、今や 140 以上の国・地域が参加する一大プロジェクトです。

※財務省 HP「もっと知りたい税のこと（令和 6 年 6 月）」より

問題 11

平成 23 年度税制改正により、確定申告書等をその提出期限までに提出しないことにより法人税を免れた者は懲役若しくは罰金に処し、又はこれを併科することとなりました。懲役及び罰金の組み合わせとして正しいのは次のうちどれでしょうか。

- ① 懲役 3 年以下、罰金 300 万円以下
- ② 懲役 5 年以下、罰金 500 万円以下
- ③ 懲役 10 年以下、罰金 1,000 万円以下

正解：②

解説：5 年以上の懲役も若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなりました。平成 23 年 8 月 30 日以後の違反行為について適用されます。

問題 1 2

大正 1 2 年 (1923 年) の所得税法改正では初めて保険料控除制度が創設されましたが、その対象となった保険はどれでしょうか。

- ① 雇用保険
- ② 生命保険
- ③ 火災保険

正解：②

解説：生命保険料控除は、大正 12 年衆議院議員の議員立法により創設されました。

問題 1 3

法人の役員に対する次の負担額のうち、定期同額給与に該当しないのはどれでしょうか。

- ① 非常勤に対する年俸
- ② 役員自宅の毎月の電気代
- ③ 月額 50 万円の給与

正解：①

解説：定期同額給与とは、支給時期が 1 月以下の一定の期間ごとで、かつ支給額が同額のことをいうので、年俸として年数回所定の時期に支給するものは、該当しません。また、供与される経済的利益が毎月おおむね一定のものは、定期同額給与に該当します。

問題 1 4

税金の分類方法で、個人や会社の所得に対して課税することを「所得課税」といい、物品の消費やサービスの提供などに対して課税することを「消費課税」、資産などに対して課税することを「資産課税等」といいます。次の税目で消費課税はどれでしょうか。

- ① 法人税
- ② 固定資産税
- ③ たばこ税

正解：③

解説：消費課税には、消費税、酒税などで、所得課税は、所得税、法人税などで、資産課税等は相続税、固定資産税などです。

問題 1 5

日本と租税条約を締結している国の組み合わせとして、次のうち誤っているものはどれでしょうか。(令和 6 年 5 月 1 日現在)

- ① オマーン、ザンビア、クウェート
- ② セルビア、エジプト、フィジー
- ③ サウジアラビア、イラン、ジャマイカ

正解：③

解説：財務省 HP「もっと知りたい税のこと」(令和 6 年 6 月) より我が国は、イランとは租税条約を締結していない。

問題 1 6

現在の税務署が日本に誕生したのはいつでしょうか。

- ① 明治 29 年

- ② 大正 5 年
- ③ 昭和 2 4 年

正解：①

解説：税務署が日本に誕生したのは明治 29 年 11 月 1 日です。（全国に 23 の税務管理局（今の国税局）と 520 の税務署が創設されました。）

問題 1 7

世界で初めて所得税の制度ができた国はどこでしょうか。

- ① フランス
- ② イタリア
- ③ イギリス

正解：③

解説：1799 年戦費調達のため導入されました。

問題 1 8

明治時代の日本は、近代化に向けてお雇い外国人から様々な技術や考え方を学びました。明治 8 年（1875 年）税制の近代化を進めていた大蔵省はお雇い外国人としてシーボルトの息子を雇用しました。どのような仕事をしたでしょうか。

- ① 税務職員の教育のため学校を作った
- ② 日本の税制を調べて報告書を書いた
- ③ 外国の税法を口授した

正解：③

解説：シーボルトは江戸時代に来日して長崎のオランダ商館医官に任じられ「Nippon」などの著書で日本を世界中に紹介しました。シーボルトの息子は、幕末の安政 6 年に父親に伴われて来日し、イギリス公使館、大蔵省での翻訳、通訳などを行いました。大蔵省では税制の一層の近代化のためドイツ、イギリス、フランス、などの欧米諸国の税法を参考にしましたが、シーボルトの息子にドイツの「ババリア国税法」（バイエルン地方の税法）の内容を口頭で伝え、大蔵省官吏が口述筆記し和訳しました。

問題 1 9

料理の「さしすせそ」は日本人の食生活に欠かせない調味料から一文字を取って語呂合わせにしたものですが、明治時代から戦前までの間に、これら調味料の中に税が課されなかったものはどれでしょうか。

- ① 塩
- ② 醤油
- ③ 味噌

正解：③

解説：「さ」砂糖には、明治 34 年（1901 年）に砂糖消費税が課されました。「し」塩は、明治 39 年（1906 年）に塩専売制に移行する公布から施行までの短期間、塩を販売目的で所有する者に課税されました。「す」酢は明治 16 年（1883 年）から明治 18 年の間、酢が酒を醸造した後に作られるものである以上酢にも課税すべきとして課税されました。「せ」醤油は、清酒、濁酒と合わせて三造（みつくり）と言われ、これらには免許税及び醸造税が課されました。「そ」味噌は、生活困窮者は醤油よりも味噌を消費するという、味噌は自宅で作るもので流通するもので

はないということで課税されなかったようです。

問題 2 0

日本初の所得申告額第 1 位はだれでしょうか。

- ① 岩崎久弥
- ② 渋沢栄一
- ③ 伊藤博文

正解：①

解説：我が国最初の所得税の申告は明治 20 年 7 月に行われました。明治 20 年の所得税の課税等級と税率は、1 等（3 万円以上）3%から 5 等（300 円以上）1%までありましたが、納税者の総数は 12 万人でそのうち 10 万人強が 5 等でした。その中で第一位は三菱財閥の基礎を築いた岩崎弥太郎の長男の岩崎久弥で申告額は約 70 万円だったそうです。ちなみに渋沢栄一は 10 万円弱の申告額だったそうです。

問題 2 1

次の税金のうち道府県に納める税金はどれでしょうか。

- ① 揮発油税
- ② 地方揮発油税
- ③ 軽油取引税

正解：③

解説：①と②は国に納める税金で、②は地方自治体に財源を譲与することを目的とする税金です。

令和 6 年度版「県税のしおり」でご確認ください。「県税のしおり」は福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)にも掲載されています。

問題 2 2

税金には、使いみちが限定されていない普通税と使いみちが限定されている目的税とがありますが、次の道府県に納める税金のうち目的税はどれでしょうか。

- ① 不動産取得税
- ② 狩猟税
- ③ 自動車税

正解：②

解説：狩猟税は、狩猟の資格を得た人が狩猟者の登録をする時に課されるもので、鳥獣の保護などの費用に充てられる目的税です。

令和 6 年度版「県税のしおり」でご確認ください。「県税のしおり」は福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)にも掲載されています。

問題 2 3

不動産取得税は、不動産（家屋・土地）を取得した場合に課税されますが、次のうち不動産取得税が課税されない場合はどれでしょうか。

- ① 贈与により不動産を取得した場合
- ② 相続により不動産を取得した場合
- ③ 交換により不動産を取得した場合

正解：②

解説：相続により不動産を取得した場合には、不動産取得税は課税されません。

令和6年度版「県税のしおり」でご確認ください。「県税のしおり」は福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) にも掲載されています。

問題 2 4

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課税されますが、非課税措置が受けられる場合があります。次のうち非課税措置が受けられる場合はどれでしょうか。

- ① 早朝または薄暮における利用
- ② (公財) 日本ゴルフ協会及び同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会による利用
- ③ 国民スポーツ大会及び同大会の予選会のゴルフ競技又はこれらの公式練習のための利用

正解：③

解説：①と②の場合は、一定の要件に該当するゴルフ場については、税率が1/2となりますが、非課税措置はありません。

令和6年度版「県税のしおり」でご確認ください。「県税のしおり」は福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) にも掲載されています。

問題 2 5

自動車税(種別割)は、年税額が36,000円である自動車を令和6年3月1日に新車新規登録した場合の令和5年度の税額はいくらでしょうか。

- ① 0円
- ② 3,000円
- ③ 36,000円

正解：①

解説：自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に翌年3月末までの年税額が課されます。年度途中で新規登録などをした場合は、月割計算による税額が課されます。計算式は次の通りです。

※月割税額(100円未満の端数切捨) = 「年税額」×「登録月の翌月から3月までの月数/12」

設問の例の場合、

「年税額:36,000円」×「登録月は3月、その翌月である4月は令和6年度であるため、令和5年度課税対象となる月数:0月/12」=0円となり、令和5年度は税額は発生しませんが、令和6年度は36,000円が課されることとなります。

令和6年度版「県税のしおり」でご確認ください。「県税のしおり」は福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) にも掲載されています。

問題 2 6

福岡県の令和6年度当初予算における県税収入（総額7,424億円）のうち、3番目に収入が多い税は次のうちどれでしょうか。

- ① 個人県民税
- ② 法人事業税
- ③ 自動車税（種別割）

正解：①

解説：①は1,401億円（18.9%）。②は1,781億円（24.0%）で第2位。③は599億円（8.1%）で第4位です。なお、第1位は地方消費税で2,652億円（35.7%）です。

詳しくは、令和6年度版「県税のしおり」でご確認ください。「県税のしおり」は福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) にも掲載されています。

問題 2 7

不動産取得税は、不動産（家屋・土地）を取得した場合に課されますが、その税額を算出する際の課税標準である「不動産価格」とは次のうちどれでしょうか。

- ① 不動産購入価格
- ② 不動産鑑定額
- ③ 固定資産の評価額

正解：③

解説：不動産取得税の税額を算出する際の課税標準である「不動産の価格」とは、固定資産評価基準によって決定された価格で、不動産取得時において市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

令和6年度版「県税のしおり」でご確認ください。「県税のしおり」は福岡県庁ホームページ

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) にも掲載されています。

問題 2 8

次の税金のうち、市税はどれでしょうか。

- ① 固定資産税
- ② ゴルフ場利用税
- ③ 相続税

正解：①

解説：②は(都道府)県税、③は国税です。

固定資産税は、文字どおり固定資産(土地や家屋、償却資産(事業用の機械など))について、固定資産の所有者にかかる税金です。

固定資産の所有者が、その資産価値に応じて算定された税額を、固定資産の所在する市(町村)に納めます。

詳しくは、北九州市のホームページ「くらしの情報／税金／税に関する基礎知識／市税のしおり／市税の種類」をご確認ください。

問題 29

税金には、使いみちが特に定められていない「普通税」と、使いみちが特別に定められている「目的税」の2種類に分類されますが、次の市税のうち「目的税」はどれでしょうか。

- ① 軽自動車税
- ② 市たばこ税
- ③ 宿泊税

正解：③

解説：宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用にあてるために設けられた「法的外目的税」です。北九州市のホームページ「くらしの情報／税金／税に関する基礎知識 / 市税のしおり / 市税の種類」をご確認ください。

問題 30

小倉北区に住んでいる人が、令和5年12月に小倉南区に新しくお店を出しました。この人は令和6年度分の個人市県民税について、次のどの分を市に納めることになるでしょうか。

- ① 小倉北区分のみを納付
- ② 小倉南区分のみを納付
- ③ 小倉北区分と小倉南区分の両方を納付

正解：③

解説：令和6年度分の個人市県民税がかかるのは、令和6年1月1日時点で、①区内に住所がある人、②区内に住所はないが事業所・家屋敷がある人です。①の人には均等割と所得割との合計が、②の人には均等割のみがかかります。問題の場合、小倉北区分として均等割と所得割が、小倉南区分として均等割が課税されるので、両方を納める必要があります。

北九州市のホームページ「くらしの情報／税金／税に関する基礎知識／市税のしおり／個人の市民税」をご確認ください。